

下関駅周辺地区市営住宅等
建替事業（1 期）
(再公告)

入札説明書

令和 8 年(2026 年)9 月 14 日

下 関 市

— 目次 —

第1 入札説明書の定義.....	1
第2 本事業内容に関する事項.....	2
1 事業名称.....	2
2 事業に供される公共施設等の種類.....	2
3 公共施設等の管理者.....	2
4 事業目的.....	2
5 事業に必要とされる根拠法令・規則、許認可事項等.....	2
6 事業の概要.....	8
7 事業方式の概要.....	8
8 事業者グループの業務範囲.....	8
9 事業者グループの収入及び負担.....	10
10 事業期間.....	10
11 事業スケジュール.....	10
第3 民間事業者の募集及び選定に関する事項.....	11
1 民間事業者選定の方法.....	11
2 選定、契約の手順及びスケジュール.....	11
3 入札参加者の備えるべき参加資格要件.....	12
4 入札手続.....	17
5 入札に当たっての留意事項.....	21
6 落札者の選定.....	24
7 提示条件.....	26
第4 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	28
1 市と事業者グループの責任分担.....	28
2 業務の要求水準.....	28
3 事業者グループの責任の履行に関する事項.....	28
4 市による事業の実施状況の確認.....	29
第5 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	30
1 法制上及び税制上の措置に関する事項.....	30
2 財政上及び金融上の支援に関する事項.....	30
3 その他の支援に関する事項.....	30
第6 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	31
1 事業契約の解釈に関する事項.....	31
第7 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	32
1 事業の継続に関する基本的な考え方.....	32
2 事業の継続が困難となった場合の措置.....	32
第8 提出書類一覧.....	33
1 入札参加資格確認審査申請時の提出書類.....	33

2 入札関連書類及び事業提案書提出時の提出書類.....	33
第9 その他特定事業の実施に関する必要な事項.....	35
1 議会の議決.....	35
2 情報公開及び情報提供.....	35
3 入札説明書等に関する問い合わせ先.....	35
4 本事業に関するアドバイザー企業.....	35
別紙1 「リスク分担表」.....	36
別紙2 「位置図」.....	40
別紙3 「建替概要図」.....	41
別紙4 「予定価格 参考内訳書」.....	42

【用語の定義】

本事業	下関駅周辺地区市営住宅等建替事業（1期）をいう。
市	下関市をいう。
本事業用地	本事業を実施する下関市竹崎町3-3-1及び3-1-1の用地をいう。
PFI法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）をいう。
応募グループ	本事業を推進する上で必要な企画力、資力、信用、技術的能力及び実績を有する企業により構成される入札参加者のグループをいう。
事業者グループ	本事業を実施するために選定された応募グループをいう。
旧住宅	本事業用地に現存する市営住宅（市営竹崎改良住宅（3）棟及び（4）棟並びに附帯施設）、屋外トイレをいう。
附帯施設	自転車置場、ごみ置場、給水施設、排水施設、電気施設、ガス施設、消火施設及びその他団地を構成する施設をいう。
共同施設	広場、集会所、緑地、通路及び駐車場をいう。
更新住宅	本事業用地に整備する建替後の住宅をいう。
更新住宅等	更新住宅、店舗棟及び共同施設・附帯施設をいう。
特定事業	公共施設等の整備等に関する事業であり、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。
事業契約	市と事業者グループが締結する契約をいう。
更新住宅等整備関連費	「第28-1 更新住宅等整備関連業務」に示す業務に関連する費用をいう。
実施方針等	実施方針、要求水準書（案）、モニタリング基本計画（案）及び添付書類等をいう。
事業提案書	「第8-2 入札書等及び事業提案書提出時の提出書類」に定める「提案書」及び「図面集」をとりまとめた資料をいう。
審査委員会	下関市PFI事業審査委員会（下関駅周辺地区市営住宅等建替事業（1期））をいう。
SPC	本事業を遂行するために会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として設立された特別目的会社をいう。
モニタリング	事業期間にわたり、事業者グループが提供する公共サービスの水準を事業者グループが自ら又は市が監視することをいう。

第 1 入札説明書の定義

下関市（以下「市」という。）は、下関駅周辺地区市営住宅等建替事業（1 期）（以下「本事業」という。）の実施に当たり、PFI 法に基づく事業として、本事業を特定事業に選定した。

下関駅周辺地区市営住宅等建替事業（1 期）入札説明書（以下「入札説明書」という。）は、事業者グループを選定するため、令和 8 年 9 月 14 日に公告した総合評価一般競争入札（以下「入札」という。）についての説明書である。

入札説明書に併せて交付する次の別添資料も入札説明書と一体のものとして、これらを「入札説明書等」と定義する。

なお、実施方針等、実施方針等に関する質問及び意見に対する回答と入札説明書等とに相違がある場合は、入札説明書等の規定を優先するものとする。また、入札説明書等に記載がない事項については、入札説明書等に関する質問に対する回答、実施方針等に関する質問及び意見に対する回答、実施方針等の順に解釈が優先する。

[入札説明書等]

資料名		内容
入札説明書		本資料のこと
別 添 資 料 1	下関駅周辺地区市営住宅等建替事業（1 期）モニタリング基本計画	本事業におけるモニタリングの方法等を示すもの（以下「モニタリング基本計画」という）
別 添 資 料 2	下関駅周辺地区市営住宅等建替事業（1 期）要求水準書	本事業における更新住宅等整備関連業務の要求水準を規定したもの（以下「要求水準書」という）
別 添 資 料 3	下関駅周辺地区市営住宅等建替事業（1 期）落札者決定基準	入札参加者が提出する入札書及び事業提案書を評価し、落札者を決定する基準を示すもの（以下「落札者決定基準」という）
別 添 資 料 4	下関駅周辺地区市営住宅等建替事業（1 期）様式集	入札参加者の提出する入札参加表明書、入札参加資格確認審査申請書、入札書、事業提案書等の様式（以下「様式集」という）
別 添 資 料 5	下関駅周辺地区市営住宅等建替事業（1 期）基本協定書（案）	本事業に関する基本協定書の案（以下「基本協定書（案）」という）
別 添 資 料 6	下関駅周辺地区市営住宅等建替事業（1 期）事業契約書（案）	本事業に関する事業契約書の案（以下「事業契約書（案）」という）

第2 本事業内容に関する事項

1 事業名称

下関駅周辺地区市営住宅等建替事業（1期）

2 事業に供される公共施設等の種類

更新住宅（整備戸数 110 戸）及び店舗棟（9 区画想定）並びに共同施設、附帯施設

3 公共施設等の管理者

下関市長 前田 晋太郎

4 事業目的

下関周辺地区に位置する市営住宅は、昭和 38 年度から昭和 51 年度にかけて建設され、建物の老朽化が進んでおり、さらには、入居者の高齢化が進む中で、安全性やバリアフリー性に問題を抱える等の様々な課題が生じており、計画的な建替えが急務となっている。

建替えにあたっては、老朽化した住棟を、民間のノウハウを活用して低兼で良質な住棟へ建替えを行うとともに、将来的には、様々な世代や世帯構成に対応した多様な住戸タイプを供給することによりコミュニティミックスを図り、立地環境を活かした賑わい創出の一翼を担う役割を果たして行くことを目的とする。

上記のことを踏まえ、下関駅周辺地区市営住宅等建替事業（1期）については、限られた財源の中で、効果的かつ効率的な事業を実施するために、PFI 法に基づき、本事業を実施することとした。

5 事業に必要とされる根拠法令・規則、許認可事項等

5-1 遵守すべき法令及び条例等

本事業の実施に当たり、遵守すべき法令（施行令及び施行規則等を含む。）及び条例等は次に示すとおりである。このほか、本事業に関連する法令等を遵守すること。なお、関係法令に基づく許認可等が必要な場合は、事業者グループがその許認可等を取得しなければならない。また、関係法令が改正されている場合は、最新の内容を遵守すること。

(1) 法律等

(7) 建築関連

- a. 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)
- b. 測量法(昭和 24 年法律第 188 号)
- c. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)
- d. 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)
- e. 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)
- f. 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和 45 年法律第 20 号)
- g. 公営住宅等整備基準(平成 10 年建設省令第 8 号)
- h. 公営住宅法(昭和 26 年法律第 193 号)
- i. 住宅地区改良法(昭和 35 年法律第 84 号)
- j. 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)
- k. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)
- l. 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成 13 年法律第 26 号)
- m. 住生活基本法(平成 18 年法律第 61 号)
- n. 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針(平成 25 年国土交通省令第 907 号)
- o. 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 27 年法律第 53 号)
- p. 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成 11 年法律第 81 号)
- q. 消防法(昭和 23 年法律第 186 号)
- r. 振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)
- s. 駐車場法(昭和 32 年法律第 106 号)
- t. 電気設備に関する技術基準を定める省令(平成 9 年通商産業省令第 52 号)
- u. 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成 19 年法律第 66 号)
- v. 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)
- w. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)
- x. 労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)
- y. ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成 13 年法律第 65 号)
- z. 公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成 17 年法律第 18 号)
- aa. 石綿障害予防規則(平成 17 年厚生労働省令第 21 号)
- bb. その他本事業を行うに当たり必要とされる関係法令についても遵守のこと。

(イ) インフラ関連

- a. 下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)
- b. 水道法(昭和 32 年法律第 177 号)
- c. 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)
- d. 電波法(昭和 25 年法律第 131 号)
- e. ガス事業法(昭和 29 年法律第 51 号)
- f. 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)
- g. その他本事業を行うに当たり必要とされる関係法令についても遵守のこと。

(ウ) 環境関連

- a. エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号)
- b. 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)
- c. 国等による環境物品等の調達の推進に関する法律(平成 12 年法律第 100 号)
- d. 景観法(平成 16 年法律第 110 号)
- e. 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成 3 年法律第 48 号)
- f. 水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)
- g. 騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)
- h. 大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)
- i. 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)
- j. 土壌汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)
- k. その他本事業を行うに当たり必要とされる関係法令についても遵守のこと。

(エ) P F I 関連

- a. 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)
- b. その他本事業を行うに当たり必要とされる関係法令についても遵守のこと。

(オ) その他

- a. 宅地建物取引業法(昭和 27 年法律第 176 号)
- b. 借地借家法(平成 3 年法律第 90 号)
- c. 個人情報保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)
- d. 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)
- e. 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)
- f. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)
- g. その他本事業を行うに当たり必要とされる関係法令についても遵守のこと。

(2) 条例等

(7) 山口県

- a. 山口県建築基準条例(昭和 47 年山口県条例第 42 号)
- b. 建築基準法施行細則(昭和 59 年山口県規則第 30 号)
- c. 山口県福祉のまちづくり条例(平成 9 年山口県条例第 1 号)
- d. 山口県産業廃棄物税条例(平成 15 年山口県条例第 40 号)
- e. 山口県環境基本条例(平成 7 年山口県条例第 35 号)
- f. やまぐちの美しい里山・海づくり条例(平成 22 年山口県条例第 42 号)
- g. やまぐち子育て世帯安心住宅整備基準(平成 20 年 3 月)
- h. 開発許可ハンドブック(令和 7 年 10 月改定版)
- i. 山口県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例(平成 18 年山口県条例第 3 号)
- j. その他本事業を行うに当たり必要とされる山口県条例等についても遵守のこと。

(4) 下関市

- a. 下関市営住宅の設置等に関する条例(平成 17 年条例第 272 号)
- b. 下関市景観条例(平成 22 年条例第 48 号)
- c. 下関市景観法施行細則(平成 23 年規則第 11 号)
- d. 下関市景観条例施行規則(平成 23 年規則第 12 号)
- e. 下関市都市計画法施行細則(平成 17 年規則第 251 号)
- f. 下関市公営住宅等の整備基準を定める条例(平成 24 年条例第 81 号)
- g. 下関市建築基準法施行細則(平成 17 年規則第 245 号)
- h. 下関市開発行為等の許可の基準に関する条例(平成 17 年条例第 281 号)
- i. 下関市開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則(平成 17 年規則第 252 号)
- j. 下関市安全で安心なまちづくり条例(平成 18 年下関市条例第 74 号)
- k. 下関市環境基本条例(平成 17 年条例第 205 号)
- l. 下関市環境保全条例(平成 17 年条例第 358 号)
- m. 下関市環境保全条例施行規則(平成 17 年規則第 378 号)
- n. 下関市下水道条例(平成 17 年条例第 290 号)
- o. 下関市下水道条例施行規程(平成 19 年上下水道局規程第 6 号)
- p. 下関市火災予防条例(平成 17 年条例第 315 号)
- q. 下関市法定外公共物の管理に関する条例(平成 17 年条例第 271 号)
- r. 下関市水道事業給水条例(平成 17 年条例第 307 号)
- s. 下関市水道事業給水条例施行規程(平成 17 年水道局規程第 36 号)
- t. 下関市中高層建築物指導要綱(建築指導課)
- u. 下関市個人情報保護法施行条例(令和 4 年条例第 35 号)
- v. 下関市個人情報保護法施行細則(令和 5 年規則第 40 号)
- w. 下関市文化財保護条例(平成 17 年条例第 118 号)
- x. 下関市文化財保護条例施行規則(平成 17 年教育委員会規則第 34 号)
- y. 下関市暴力団排除条例(平成 23 年条例第 42 号)
- z. その他本事業を行うに当たり必要とされる下関市条例等についても遵守のこと。

(3) 適用基準

本事業の実施に当たっては、次に示す基準等と同等以上の性能又は仕様とすること。なお、基準等はすべて業務実施時における最新版を適用すること。

- a. 公共建築工事標準仕様書～建築工事編～(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- b. 公共建築工事標準仕様書～電気設備工事編～(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- c. 公共建築工事標準仕様書～機械設備工事編～(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- d. 公共建築設備工事標準図～電気設備工事編～(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- e. 公共建築設備工事標準図～機械設備工事編～(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- f. 建築工事監理指針(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- g. 電気設備工事監理指針(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- h. 機械設備工事監理指針(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- i. 公共住宅建設工事共通仕様書(公共住宅事業者等連絡協議会編集)
- j. 公共住宅建設工事共通仕様書解説書～総則編・調査編・建築編～(公共住宅事業者等連絡協議会編集)
- k. 公共住宅建設工事共通仕様書解説書～総則編・電気編～(公共住宅事業者等連絡協議会編集)
- l. 公共住宅建設工事共通仕様書解説書～総則編・機械編～(公共住宅事業者等連絡協議会編集)
- m. 公共住宅建設工事共通仕様書別冊～部品及び機器の品質性能基準～(公共住宅事業者等連絡協議会編集)
- n. 公共住宅標準詳細設計図集 第4版(公共住宅事業者等連絡協議会編集)
- o. 建築物解体工事共通仕様書・同解説(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- p. 建築工事標準詳細図(国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修)
- q. 構内舗装・排水設計基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修)
- r. 内線規程(JESC 日本電気技術規格委員会規格)
- s. 日本エレベーター協会標準(JEAS)
- t. 建築設備計画基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修)
- u. 敷地調査共通仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- v. その他本事業を行うに当たり必要とされる適用基準についても遵守のこと。

※適用基準については、原則、「公共住宅建設工事共通仕様書」より「公共建築工事標準仕様書」を優先するものとする。なお、解釈に関して基準等の間で相反する等疑義が生じた場合は、別途市と協議の上、適否について決定する。

(4) 参考基準

本事業の実施に当たっては、次に示す基準を参考とすること。

- a. 高齢者が居住する住宅の設計に係る指針(国土交通省告示第 1301 号)
- b. 高齢者が居住する住宅の設計マニュアル(国土交通省住宅局住宅総合整備課監修)
- c. 長寿社会対応住宅設計マニュアル 集合住宅編(建設省住宅局住宅整備課監修)
- d. 共同住宅の防犯設計ガイドブック 防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針解説(財団法人ベターリビング、財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター企画編集)
- e. 公共工事コスト縮減対策に関する建設省新行動計画の解説(平成 9 年・建設大臣官房技術調査室監修)
- f. 建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン(国土交通省通達 平成 15 年 7 月 3 日)
- g. 建築設備設計基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修)
- h. 鉄筋コンクリート造のひび割れ対策(設計・施工)指針・同解説(日本建築学会編集)
- i. 工事写真の撮り方 建築編(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- j. 工事写真の撮り方 建築設備編(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- k. 防護柵の設置基準・同解説(社団法人日本道路協会)

(5) 積算基準

本業務の積算書の作成に当たっては、次に示す基準を参考とすること。全て業務実施時における最新版を適用すること。

- a. 公共建築工事積算基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- b. 建築数量積算基準・同解説(建築工事建築数量積算研究会制定)
- c. 公共住宅建築工事積算基準(公共住宅事業者等連絡協議会編集)
- d. 公共住宅電気設備工事積算基準(公共住宅事業者等連絡協議会編集)
- e. 公共住宅機械設備工事積算基準(公共住宅事業者等連絡協議会編集)
- f. 公共住宅屋外整備工事積算基準(公共住宅事業者等連絡協議会編集)

※積算基準については、原則、上記 a、b の基準を、上記 c から f までの基準よりも優先するものとする。なお、解釈に関して基準等の中で相反する等疑義が生じた場合は、別途市と協議の上、適否について決定する。

(6) その他

遵守すべき法令及び条例等については、上記(1)から(5)までに關する全ての關連施行令、規則規則及び基準等についても含むものとし、また、必要とされるその他の市条例及び關係法令についても遵守すること。

また、本事業用地は西日本旅客鐵道株式会社(以下「JR 西日本」という。)の線路に近接する用地であることから、JR 西日本の關係部署と契約後速やかに協議を行い、配慮・遵守すべき事項等を確認すること。なお、協議着手時期を事業計畫書において示すこと。

6 事業の概要

本事業は次に示す業務を実施するものである。

- (7) 本事業用地における旧住宅及び市営竹崎改良住宅(2)棟を解体し、撤去する。
- (イ) 本事業用地において更新住宅等の整備を行う。

7 事業方式の概要

本事業は、PFI 法に基づき実施する。

本事業は、市と事業契約を締結し、事業者グループが、旧住宅及び市営竹崎改良住宅(2)棟を解体し、更新住宅等の整備に必要な調査、設計、建設を行った後に、市に所有権を移転するいわゆる BT (Build Transfer) 方式により実施する。

8 事業者グループの業務範囲

8-1 更新住宅等整備関連業務

事業者グループは本事業の実施に伴い、次に示す業務を行うこと。

(1) 事業計画策定業務

事業者グループは、入札手続において提出した事業提案書に基づき、本事業の全体工程計画や業務水準、業務実施体制等を明示した業務全体の事業計画を策定すること。

(2) 建替事業に係る業務

(7) 事前調査及びその関連業務

- a. 測量調査（市が提示する測量図で不足する場合に事業者グループの判断で実施）
- b. 地質調査
- c. 周辺影響調査（事前・事後）及び対策
- d. 周辺地下埋設物調査
- e. 電波障害予測調査及び電波障害対策
- f. アスベスト含有材使用状況調査
- g. PCB 含有調査
- h. その他本事業を実施する上で必要な調査

(イ) 旧住宅及び市営竹崎改良住宅(2)棟の解体に関する業務

- a. 旧住宅及び市営竹崎改良住宅(2)棟の解体に関する設計
- b. 旧住宅及び市営竹崎改良住宅(2)棟の解体工事
- c. 旧住宅及び市営竹崎改良住宅(2)棟の解体に関する工事監理
- d. その他本事業を実施する上で必要な関連業務

(ウ) 更新住宅等の設計に関する業務

- a. 更新住宅等の設計（基本設計、実施設計）
- b. 設計住宅性能評価の取得
- c. その他本事業を実施する上で必要な関連業務

(エ) 更新住宅等の整備に関する業務

- a. 更新住宅等の整備工事
- b. 事業者グループによる完成検査
- c. 建設住宅性能評価の取得
- d. 化学物質の室内濃度調査
- e. その他本事業を実施する上で必要な関連業務

(オ) 更新住宅等の工事監理に関する業務

- a. 更新住宅等の整備に関する工事監理
- b. その他本事業を実施する上で必要な関連業務

(カ) その他本事業実施に必要な業務

- a. 社会資本整備総合交付金等申請関係書類等の作成支援
- b. 家賃算定基礎資料の作成支援
- c. 必要な許認可及び各種申請等の手続（整備に必要な関係機関との協議、申請等の手続）
- d. 住宅瑕疵担保責任保険への加入又は保証金の供託
- e. 市による完成検査への対応及び引渡し
- f. 近隣対策・対応（地元説明会等）
- g. 長期修繕計画の策定
- h. 会計実地検査の支援
- i. 1年点検及び2年点検の実施
- j. 共益費に係る費用の算出
- k. その他本業務を実施する上で必要な関連業務

9 事業者グループの収入及び負担

事業者グループの収入及び負担については9-1及び9-2に示す内容とするが、市からの支払いに係る具体的な内容については、事業契約書（案）に示す。

9-1 事業者グループの収入

(1) 更新住宅等整備関連費

- (ア) 市は、更新住宅等整備関連費を、令和9年度から令和14年度までの各年度の年度末において、完了している業務に係る費用及び継続中の業務の出来高部分の10分の9以内の額を支払う。
- (イ) 事業者グループは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項の保証事業会社と事業契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする保証契約を締結した時は、その保証証書を市に寄託して、更新住宅等整備関連費について、各年度の年度末までに、1回に限り、前払金を請求することができる。ただし、その額は事業契約書により市の指定した額によるものとする。

9-2 事業者グループの負担

事業者グループは、更新住宅等整備関連費について、市から支払いがあるまで負担する。

10 事業期間

事業契約の締結日から、令和15年3月末までとする。竣工後2年目までの1年点検及び2年点検を行うものとする。なお、事業者グループの提案により事業完了は令和15年3月末より前倒しすることができる。

11 事業スケジュール

本事業のスケジュールは、事業者グループの提案を基本とし、契約締結時に決定する。

建替手順は要求水準書に示す。更新住宅等の整備の工事期間は24か月を見込んでいるが、事業者グループの提案による工期の短縮を可能とする。

なお、更新住宅等の引き渡し後、市により入居者の移転に関する業務を実施するため、事業者グループは、事業スケジュールに9か月の入居者移転の期間を設け、その間は、市営竹崎改良住宅(2)棟の解体工事に着手できないものとする。

第3 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 民間事業者選定の方法

民間事業者の募集及び選定に当たっては、透明性、公平性及び競争性の確保に配慮した上で、各応募グループからの本事業の実施に係る対価（以下「入札価格」という。）及び事業提案書の提案内容（以下「提案内容」という。）を総合的に評価する総合評価一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2）を採用する。

2 選定、契約の手順及びスケジュール

民間事業者の選定及び契約に当たっての手順及びスケジュールは、次に示すとおりである。

日 程（予定）	内 容
令和8年9月14日	入札公告及び入札説明書等の公表
令和8年9月14日～10月13日	入札説明書等に関する質問受付及び回答
令和8年10月26日～10月28日	入札参加資格確認審査申請書類の受付
令和8年11月11日	入札参加資格確認審査結果の通知（第一次審査）
令和8年10月26日～10月28日	入札書等及び事業提案書の受付
令和8年10月26日～10月28日	開札（第二次審査）
令和8年10月下旬 ～11月中旬頃	事業提案書の審査（第二次審査）
令和8年11月下旬 ～12月上旬頃	ヒアリング（第二次審査）
令和8年12月上旬頃	落札者の選定及び公表
令和8年12月下旬	基本協定書の締結
令和9年1月下旬	仮契約の締結
令和9年3月下旬	事業契約の締結

3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

3-1 入札参加者等の構成及び構成要件

3-1-1 入札参加者の構成

- (ア) 入札参加者は、本事業を推進する上で必要な企画力、資力、信用、技術的能力及び実績を有する企業（以下「構成企業」という。）により構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とすること。
- (イ) 応募グループは、次に示す企業で構成すること。また、各企業の名称を入札参加表明書において明らかにすること。
- ① 旧住宅及び市営竹崎改良住宅(2)棟の解体、更新住宅等を設計する企業（以下「設計企業」という。）
 - ② 旧住宅及び市営竹崎改良住宅(2)棟の解体工事、更新住宅等の整備工事を行う企業（以下「建設企業」という。）
 - ③ 旧住宅及び市営竹崎改良住宅(2)棟の解体工事、更新住宅等の整備工事を監理する企業（以下「工事監理企業」という。）

3-1-2 代表企業の選定

応募グループは、構成企業のうち、3-2-2 (2) における統括する建設企業を代表企業とすること。また、入札参加表明書の提出時に代表企業を明らかにすること。

代表企業は、本入札への応募手続や落札者となった場合の契約協議、市との調整、協議等における窓口役を担うほか、3-1-1 (イ) に定める各企業が実施する業務について、統括して管理を行うものとする。

また、代表企業は、本入札手続に伴う構成企業の債務全てについて責任を負うものとする。なお、構成企業が負担する詳細な責任の内容については、事業契約書（案）において提示する。

3-1-3 構成企業の構成要件

- (ア) 構成企業のうち 3-2-2 の要件を満たす者は、当該複数の業務を実施することができるものとする。ただし、建設企業は、工事監理企業を兼ねることができないものとし、工事監理企業は資本関係又は人的関係において次のいずれにも該当しない者であること。
- ① 工事監理企業が、建設企業の発行済み株式の 50%を超える株式を所有している。
 - ② 工事監理企業が、建設企業の資本総額の 50%を超える出資をしている。
 - ③ 建設企業が、工事監理企業の発行済み株式の 50%を超える株式を所有している。
 - ④ 建設企業が、工事監理企業の資本総額の 50%を超える出資をしている。
 - ⑤ 工事監理企業の代表権を有する役員が、建設企業の代表権を有する役員を兼ねている。
- (イ) 構成企業は、本事業に関わる業務の一部を受託する第三者及び当該第三者からさらに業務の一部を受託する別の第三者、以降同様に業務の一部を受託する構成企業以外の企業（以下「協力企業」という。）に市への事前の承諾を受けた上で再発注することも可能とする。ただ

- し、同一の協力企業が建設業務及び工事監理業務を兼務することは認めない。
- (ウ) 応募グループの構成企業は、他の応募グループの構成企業になることはできない。
- (エ) 他の応募グループの構成企業と資本関係又は人的関係において関連がある者(※)は応募グループの構成企業になることはできない。

※資本関係において関連がある者

次のいずれかに該当する者。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社であり、かつ、国土交通省の入札参加資格認定を受けていない場合は除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

※人的関係において関連がある者

次のいずれかに該当する者。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社であり、かつ、国土交通省の入札参加資格認定を受けていない場合は除く。

(ア) 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合。

(イ) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

3-2 入札参加者の参加資格要件

3-2-1 構成企業の共通参加資格要件

次のいずれかに該当する者は、応募グループの構成企業になることはできない。

(ア) 法人でない者

(イ) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者又はその者を代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用する者

(ウ) 下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けている者

(エ) 下関市税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者

(オ) 不渡手形又は不渡小切手を発行し、銀行当座取引を停止されている者

(カ) 建設業法第28条に規定する指示又は営業の停止の措置を受けている者

(キ) 建築士法第26条第2項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者

(ク) 次のいずれかに該当する破産手続開始の決定を受けて復権を得ない法人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている法人

① 旧会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条第1項若しくは第2項又は会社更生法第17条第1項若しくは第2項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は申

- 立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。
- ② 民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。
 - ③ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社整理の開始の申立て又は同条第 2 項の規定による通告がなされている者
 - ④ 旧破産法（大正 11 年法律第 71 号）又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産の申立て又は旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）に基づき和議開始の申立てがなされている者
- (k) 役員のうち次のいずれかに該当する者がある法人
- ① 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
 - ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
 - ③ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者
 - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - ⑤ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記のいずれかに該当する者
- (n) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者がその事業活動を支配する法人、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員に金銭的な援助を行っている法人、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している法人
- (o) その者の親会社等が (k) から (n) までのいずれかに該当する法人
- (p) 市が、本事業に係るアドバイザー業務を委託した企業及びその協力企業（以下「アドバイザー企業」という。）である者
- (q) アドバイザー企業と資本関係又は人的関係において関連がある者（3-1-3（エ）参照）
- ※本事業に関するアドバイザー企業については、今後契約予定である。
- (r) 審査委員会の委員が属する法人又はその法人と資本関係又は人的関係において関連がある者（3-1-3（エ）参照）

3-2-2 構成企業の個別参加資格要件

応募グループの各構成企業は入札参加資格の審査申請の日において、それぞれ次に示す要件を全て満たすこと。なお、事業者グループが SPC を設立する場合にあっては、SPC から下記(1)から(3)までの企業として業務を受託する者も同様とする。

(1) 設計企業

設計企業は、次に示す要件を全て満たすこと。複数の設計企業で業務を分担する場合は、統括する設計企業を置くものとし、統括する設計企業は次に示す要件を全て満たし、その他の設計企業は (ア) と (イ) の要件を満たすこと。

- (ア) 建築士法第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録をしていること。
- (イ) 下関市建設工事等競争入札参加有資格者名簿に登録があり、測量・建設コンサルタント部門の「建築コンサルタント」に登録があること。なお、登録していない場合は、入札参加表明書提出までに、下関市総務部契約課に競争入札参加資格申請を指定期間内に行うこと。
- (ウ) 設計企業は、6 階建て以上の新築工事に伴う基本設計又は実施設計を履行した実績を有すること。
- (エ) 設計企業と入札参加表明書の受付日から起算して過去 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある一級建築士である管理技術者（設計業務の技術上の管理等を行う者をいう。）を 1 名配置すること。

(2) 建設企業

建設企業は、1 者以上とし、統括する建設企業を置くものとする。統括する建設企業は次に示す要件を全て満たすこととし、その他の建設企業は (ア) から (オ) までの要件を満たすこと。なお、全ての建設企業は、工事監理業務を行う企業を兼ねることはできない。

- (ア) 下関市建設工事等競争入札参加有資格者名簿に登録があり、建設工事部門の「建築一式工事」に登録があること。なお、登録していない場合は、入札参加表明書提出までに、下関市総務部契約課に競争入札参加資格申請を指定期間内に行うこと。
- (イ) 入札公告日時点の下関市建設工事等競争入札参加有資格者名簿における建築一式工事の総合評点について、統括する建設企業は 950 点以上であること。その他の建設企業は総合評点が 750 点以上であること。
- (ウ) 建築一式工事について、特定建設業許可を有すること。
- (エ) 建設業法施行規則第 18 条の 2 第 1 項に違反していないこと。
- (オ) 全ての建設企業は、建設業法に従い、建設企業と入札参加表明書の受付日から起算して過去 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある監理技術者又は主任技術者を 1 名配置することとし、その内 1 名は常駐で配置すること。ただし、旧住宅及び市営竹崎改良住宅 (2) 棟の解体工事に限り、監理技術者又は主任技術者の配置は、解体工事ごとに建設企業から 1 名を常駐で配置することでも可とする。なお、各技術者の配置は、更新住宅等の整備に関する業務にあつては更新住宅等の整備工事に着手する日、旧住宅及び市営竹崎改良住宅 (2) 棟の解体に関する業務にあつては旧住宅及び市営竹崎改良住宅 (2) 棟の解体工事に着手する日からとする。
- (カ) 入札公告日から起算して過去 10 年間に完成（引渡し済みのものに限る。）した次の要件を全て満たす共同住宅（寄宿舍、寮、ワンルームマンション等を除く。）の新築工事の元請施工実績を有していること。なお、共同企業体として有する実績については、出資比率 20% 以上（2 社の場合は 30% 以上）の場合に限る。
 - ① 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

② 6 階建て以上

(3) 工事監理企業

工事監理企業は、次に示す要件を全て満たすこと。なお、複数の工事監理企業で業務を分担する場合は、統括する工事監理企業を置くものとし、統括する工事監理企業は次に示す要件を全て満たし、その他の工事監理企業は (ア) と (イ) を満たすこと。

(ア) 建築士法第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録をしていること。

(イ) 下関市建設工事等競争入札参加有資格者名簿に登録があり、測量・建設コンサルタント部門の「建築コンサルタント」に登録があること。なお、登録していない場合は、入札参加表明書提出までに、下関市総務部契約課に競争入札参加資格申請を指定期間内に行うこと。

(ウ) 6 階建て以上の新築工事に伴う工事監理を履行した実績を有すること。

(エ) 工事監理企業と入札参加表明書の受付日から起算して過去 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、上記 (ウ) の実績を有する一級建築士である工事監理者（建築基準法第 5 条の 6 第 4 項の規定による工事監理者をいう。）を 1 名配置すること。

3-3 留意事項

3-3-1 入札参加資格確認審査基準日以降の取扱

入札参加資格確認審査基準日は、入札参加表明書の提出期限日とする。

入札参加資格確認審査基準日から事業契約の締結日までの間に、応募グループの構成企業が入札参加資格要件を欠くこととなった場合には、当該応募グループは原則として失格とする。仮契約を締結している場合は、仮契約の解除を行い、市は一切責任を負わないものとする。ただし、応募グループの申し出により、市がやむを得ないと認めた場合は、市の承認及び入札参加資格の確認を受けた上で、代表企業を除く構成企業の変更及び追加ができるものとする。その場合は、市へ書面（様式自由）により構成企業の変更及び追加の申し出を行い、構成企業の変更及び追加の申し出を市が認めた場合は、入札参加資格の確認を受けるための必要書類を速やかに提出すること。

3-3-2 その他の要件

事業者グループが、SPC を設立する場合は、次に示す要件を全て満たすこと。

(ア) 事業者グループは、本事業を実施するための SPC を会社法に規定する株式会社として、仮契約締結までに下関市内に設立すること。

(イ) 代表企業は、当該会社に対して出資すること。また、出資者の中で最大の出資を行うこと。

(ウ) 出資者である構成企業は、事業契約が終了するまで SPC の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定及びその他の一切の処分を行ってはならない。

4 入札手続

4-1 入札説明書等の公表

入札説明書等は、市のホームページ (<https://www.city.shimonoseki.lg.jp>) において公表する。

4-2 入札説明書等に関する質問受付及び回答

入札説明書等に記載の内容に関する質問受付及び回答を次に示すとおり行う。また、提出された質問について、市が必要と判断した場合にはヒアリングを行うこともある。

また、前回公告時に提出された質問書に対する回答について、市のホームページに再掲する。なお、再公告に伴い回答内容が変更となる部分は修正を行っている。

提出期限	令和8年9月14日（月）から10月5日（月）17:00 必着
提出方法	電子メールによる提出 本事業に参加を希望し質問の提出を希望する企業は、質問の内容を簡潔にまとめ、「入札説明書等に関する質問書（様式1）」に記入の上、電子メールにファイルを添付し、以下の申込先に提出すること。電子メールに添付するファイル容量は5MB までとする。 なお、メールタイトルは「入札説明書等に対する質問（企業名）」と明記すること。また、窓口・電話での受付は行わない。 電子メールの送信後、以下の問い合わせ先に着信確認を行うこと（土、日及び祝日を除き、平日9：00 から17：00 まで）。
提出先及び問い合わせ先	下関市 建設部 住宅政策課 市営住宅計画係 TEL:083-231-1224 E-mail: pfi-t@city.shimonoseki.yamaguchi.jp
回答及び公表	入札説明書等に関して提出された質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和8年10月13日（火）を目途に市のホームページで公表する予定である。なお、個別に回答は行わないものとし、質問を行った事業者名は公表しない。

4-3 入札説明書等の変更

入札説明書等の公表後における事業者の質問を踏まえ、必要に応じて、入札説明書等の内容を見直し、変更を行うことがある。その場合には入札説明書等の公表と同じ方法で速やかに公表する。

4-4 入札参加資格確認審査申請書類の受付

応募グループには、次に示すとおり入札参加資格確認審査申請書類の提出を求める。入札参加資格確認審査申請書類の提出は、応募グループの代表企業が行うものとし、入札参加資格確認審査の結果は、応募グループの代表企業に通知を行う。この際、受付番号を発行し通知する。なお、期限までに入札参加資格確認審査申請書類の提出をしない応募グループは入札に参加することができない。

受 付 期 間	令和8年10月26日（月）から10月28日（水）17:00 まで
提 出 部 数 及 び 提 出 方 法	■提出書類 「第8 1 入札参加資格確認審査申請時の提出書類」に示す入札参加資格確認審査申請書類について正本1部、副本3部を提出すること。 ■提出方法 作成した入札参加資格確認審査申請書類を封筒又は箱に入れて提出すること。また、封筒表面又は箱に「下関駅周辺地区市営住宅等建替事業（1期）入札参加資格確認審査申請書類 在中」と朱書き、「代表企業の名称」「代表者名」「代表企業の住所又は所在地」を記載した上で、「受付期間」に示す期間内に持参により提出すること。なお、令和8年10月14日（水）までに、提出日・提出時間について「提出先及び問い合わせ先」に示す連絡先まで、電話連絡を行うこと。
提 出 先 及 び 問 い 合 わ せ 先	下関市 建設部 住宅政策課 市営住宅計画係 TEL:083-231-1224 E-mail: pfi-t@city.shimonoseki.yamaguchi.jp
入 札 参 加 資 格 確 認 審 査 基 準 日	令和8年10月28日（水）とする。

4-5 入札参加資格確認審査結果の通知

入札参加資格確認審査の結果については、入札参加資格確認審査申請を行った応募グループの代表企業に対して令和8年11月11日（水）までに入札参加資格確認通知書にて通知する。

4-6 入札参加資格がないと認めた理由の説明の受付

入札参加資格がないとされた応募グループは、市に対して入札参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。

説明を求める場合は、「4-4 入札参加資格確認審査申請書類の受付」に記載の「提出先及び問い合わせ先」に、説明要求の書面（様式自由）を令和8年11月12日（木）から11月18日（水）17:00 まで（土・日を除く）に持参又は郵送により提出すること。なお、持参により提出する場合は提出日の前日までに、提出日・提出時間について上記問い合わせ先まで電話連絡を行い、郵送により提出する場合は送付物の到着確認を電話により行うこと。

市は説明を求めた者に対して、令和8年11月26日（木）までに書面により回答を行う。

4-7 入札参加資格の取り消し

市は、入札参加資格確認審査により入札参加資格があると認めた者が、「第3 3 入札参加者の備えるべき参加資格要件」に定める参加資格を喪失したときは、「4-5 入札参加資格確認審査結果の通知」による通知を取消し、改めてその旨を通知するものとする。

4-8 入札関連書類及び事業提案書の受付

入札関連書類及び事業提案書の提出は、入札参加資格確認審査申請書類の提出に合わせて、応募グループの代表企業が行うこと。

受 付 期 間	令和8年10月26日（月）から10月28日（水）17:00 まで
提 出 部 数 及 び 提 出 方 法	以下の提出書類について、以下に示す提出方法により提出すること。なお、令和8年10月14日（水）までに、提出日・提出時間について「提出先及び問い合わせ先」に示す連絡先まで電話連絡を行うこと。 ①入札関連書類 ■提出書類 「第8 2 入札関連書類及び事業提案書提出時の提出書類」に示す「1. 入札関連書類」について提出すること。 ■提出方法 ○封筒に、押印を行った入札書（様式2-1）と入札価格内訳書（様式2-2）を各1部入れ、密封の上、割印をすること。また、封筒表面には、「下関駅周辺地区市営住宅等建替事業（1期）入札書 在中」と朱書き、「代表企業の名称」「代表者名」「代表企業の住所又は所在地」を記載した上で、「受付期間」に示す期間内に持参により提出すること。 ○代理人による入札を行う場合は、委任状（代理人）（様式2-3）を提出すること。 ②事業提案書 ■提出書類 「第8 2 入札関連書類及び事業提案書提出時の提出書類」に示す「2. 事業提案書」について正本1部、副本9部を提出すること。 併せて、作成した事業提案書のMicrosoft Word、Microsoft Excel、JWCAD のデータ及びこれらをPDFに変換したデータ（PDFはテキストを読み込むことができる形式とすること）を保存したCD-ROM 1枚を提出すること。 なお、提出書類とデータの内容が異なっている場合は、提出された書類の内容を優先する。その相違による不利益は、入札参加者が負うものとする。 ■提出方法 作成した事業提案書を箱に入れて提出すること。また、箱に「下関駅周辺地区市営住宅等建替事業（1期）事業提案書 在中」と朱書き、「代表企業の名称」「代表者名」「代表企業の住所又は所在地」を記載した上で、「受付期間」に示す期間内に持参により提出すること。
提 出 先 及 び 問 い 合 わ せ 先	下関市 建設部 住宅政策課 市営住宅計画係 TEL:083-231-1224 E-mail : pfi-t@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

4-9 開札

市は、入札関連書類及び事業提案書の受付時、応募グループの代表企業の立会の上、開札を行い、入札書に記載された入札価格が予定価格を超えていないことを確認する。なお、入札価格が予定価格を超える場合は失格とする。この開札は、入札価格の確認の場であり、他の応募グループの入札価格の公表は行わない。

4-10 提案内容に関するヒアリングの実施

応募グループに対して令和8年11月下旬頃～12月上旬頃の中で、提案内容に関するヒアリングを実施する。ヒアリングは、審査委員会において応募グループが提案内容に関するプレゼンテーションを行い、審査委員が質疑等のヒアリングを行うことを想定している。また委員への説明に際し、模型を用いることは不可とする。

実施日時、開催場所及び進め方等の詳細については、応募グループの代表企業に対して後日連絡を行う。

なお、ヒアリング開始時刻に遅刻及び欠席した応募グループはプレゼンテーションを行うことはできない。

5 入札に当たっての留意事項

5-1 費用負担

入札に伴う費用については、全て応募グループの負担とする。

5-2 入札説明書等の承諾

応募グループは、入札説明書等の記載内容を承諾の上、入札すること。

5-3 入札の延期及び中止

入札に関して天変地異があった場合又は入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、入札を公正に執行することができないと認められる場合には、入札の執行を延期又は中止することがある。

5-4 予定価格

本事業における予定価格（更新住宅等整備関連費の合計額）は次に示すとおりである。

予定価格 金 2, 8 6 6, 0 8 4, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税相当額を除く）

※上記金額に対する市の参考内訳を別紙 4 「予定価格 参考内訳書」に示す。

5-5 入札保証金

下関市契約規則による。ただし、納付が必要である者については後日通知する。

5-6 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (ア) 入札に参加する資格を有しない者のしたもの
- (イ) 委任状を持参しない代理人のしたもの
- (ウ) 代表企業以外の者が行ったもの
- (エ) 記名押印を欠く入札書によるもの
- (オ) 金額を訂正した入札書によるもの
- (カ) 誤字、脱字により意思表示が不明瞭である入札書によるもの
- (キ) 明らかに連合によると認められるもの
- (ク) 入札参加資格確認審査申請書類に虚偽の記載をした者が行ったもの
- (ケ) 同一事項の入札について、他の入札参加者の代理人を兼ね、又は2者以上の入札参加者を代理している者のしたもの
- (コ) 1,000円未満の金額を記載したもの
- (サ) 入札価格内訳書の提出がない、又は入札価格内訳書に不備があるもの
- (シ) その他入札に関する条件に違反したもの

5-7 提出書類の取扱い

5-7-1 著作権

提出された資料の著作権は、応募グループに帰属する。ただし、本事業において公表及びその他市が必要と認める場合は、市は、事業提案書の全部又は一部を無償で利用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募グループから提出された事業提案書については、本事業の審査に関する公表以外には応募グループに無断で使用しないものとする。

5-7-2 特許権等

応募グループの提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法システム、アプリケーションソフトウェア等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募グループが負うものとする。

ただし、市が、工事材料、施工方法、維持管理方法を指定した場合で、応募グループが特許権等の対象であることを過失なくして知らなかった場合には、市が費用を負担する。

5-7-3 市からの提示資料の取扱い

市が提示する資料は、応募に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

5-7-4 応募グループの複数提案の禁止

応募グループは、1つの提案しか行うことができない。

5-7-5 提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできない。

5-7-6 使用言語、単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。なお、消せるボールペンは使用しないこと。

6 落札者の選定

6-1 落札者の選定方法

落札者の選定は、総合評価一般競争入札方式により行う。選定は、次に示す学識経験者等で構成する審査委員会において、落札者決定基準に基づき行う。市は、審査委員会の答申を踏まえ、落札者を決定する。

＜下関市 PFI 事業審査委員会（下関駅周辺地区市営住宅等建替事業（1 期））委員＞

委員氏名	所属する団体名及び役職名
前田 哲男	山口県立大学 名誉教授
南 博	北九州市立大学 地域戦略研究所 教授
杉浦 勝章	下関市立大学 副学長 経済学部 教授
大賀 一慶	下関市 顧問弁護士
大井 裕子	下関市 副市長

なお、応募グループの構成企業が、落札者決定前までに、審査委員会の委員に対し、事業者選定に関して接触等の働きかけを行った場合は、失格とする。

6-2 審査の内容

審査委員会において、落札者決定基準に基づき、入札価格及び提案内容を総合的に評価し、総合評価点により落札者候補の順位を含む審査結果を市に答申し、市は、この答申を踏まえて落札者を決定する。

審査委員会は非公開とする。審査及び選定の具体的な内容については、落札者決定基準に示す。

なお、落札者を選定するまでの間に、応募グループの構成企業が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には選定しない場合がある。

6-3 審査結果及び評価の公表方法

6-3-1 落札者の公表

市が落札者を決定した場合は、全ての応募グループに対して選定結果について通知するとともに、市のホームページにおいて公表する。

また、審査委員会が行った審査の経過及び結果をとりまとめた審査講評について、市のホームページにおいて公表する。審査講評では、入札参加資格を満たした全ての応募グループについて、グループ名、参加企業名、審査された評点、入札価格、総合評価点及び評価内容について公表する。

なお、落札者候補の可否の通知を受けたのちに、正当な理由なく、辞退または市と基本協定を締結しない場合、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく措置を行う場合がある。

6-3-2 落札の無効

(1) 落札の無効

次に示すいずれかに該当するものが落札した場合、その落札は無効とする。

- (7) 入札参加資格確認審査申請時の提出書類に虚偽の記載をしたもの
- (イ) 入札関連資料及び事業提案書提出時の提出書類に虚偽の記載をしたもの
- (ウ) その他、提出書類において虚偽の記載をしたもの

(2) 落札の取消し

選定された応募グループの構成企業が、事業契約締結までに、入札説明書に定める入札参加資格を喪失したときは、市は落札を取り消す場合がある。

6-4 事務局

落札者選定に係る事務局は、次に示すとおりとする。

- ・ 下関市 建設部 住宅政策課 市営住宅計画係

7 提示条件

7-1 市の支払に関する事項

市は、事業者グループが実施する更新住宅等の設計、整備及びその他業務についての対価を事業者グループに対し、事業契約書に定めるところにより、支払うこととする。

7-2 賃金又は物価の変動による更新住宅等整備関連費の調整

本事業の予定価格算定時から事業完了までの期間において、賃金水準又は物価水準の変動により更新住宅等整備関連費が不相当となったと認めたときは、事業契約書（案）に示す方法により、市と事業者グループにおいて協議し決定する。

7-3 事業者グループの権利義務に関する事項

市の承諾がある場合を除き、事業者グループは事業契約上の地位及び権利義務の譲渡、担保提供並びにその他の処分をしてはならない。

事業者グループが、本事業に関して市に対して有する債権は、市の書面による承諾がなければ、譲渡、質権の設定及び担保提供を行うことができない。

7-4 事業契約の契約手続き及び締結

7-4-1 基本協定書の締結

落札者決定後、市は落札者として決定した事業者グループとの間で、本事業の円滑な実施に必要な基本事項を定めた基本協定を、令和8年12月下旬頃を目途に締結する。なお、事業契約の締結のため、落札者の公表後、速やかに落札者として選定した事業者グループとの協議を予定している。

7-4-2 手続における交渉の有無

市は、契約手続において、入札条件の変更を伴う交渉は行わない。ただし、契約締結までの間に、条文の意味を明確化するための文言の修正を行うことがある。

事業計画及び契約の解釈について疑義が生じた場合には、市と事業者グループは誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、基本協定書に定める具体的な措置に従うこと。

7-4-3 仮契約及び事業契約の締結

市は、事業者グループ又は事業者グループが設立するSPCと事業契約を締結する。事業契約において市は、事業者グループと入札説明書等に基づき事業契約に関する協議を行い、令和9年1月下旬頃に仮契約を締結することを予定している。仮契約は市議会における議決を経て本契約となる。市議会における議決は令和9年3月下旬頃を予定している。

なお、事業者グループが、本事業を遂行するためにSPCを設立する場合は、市は事業者グループと契約内容の明確化のための協議を行い、当該協議の内容に基づき、SPCと事業契約を締結するものとする。SPCは、事業契約の仮契約締結までに下関市内に設立すること。

7-4-4 違約金の支払い

事業者グループは、市と事業契約を締結しない場合には、基本協定書に基づく違約金を支払うこと。

7-4-5 落札者と契約に至らなかった場合の取扱い

落札者決定後、市と事業者グループが契約に至らなかった場合は、下関市 PFI 事業審査委員会の答申による落札候補順位に基づき、次点の事業グループと契約協議を行うこととする。

第4 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 市と事業者グループの責任分担

1-1 責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、事業者グループが担当する業務については、原則として事業者グループが負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

市と事業者グループの基本的なリスク分担の考え方は、別紙1「リスク分担表」に示すとおりとする。なお、詳細については、事業契約書（案）に示す。

1-2 予想されるリスクと責任分担

市と事業者グループの責任分担は、原則として別紙1「リスク分担表」及び事業契約書（案）によるものとする。

※ 保険の付保について

事業者グループは、保険により費用化できるリスクについては、合理的な範囲で付保するものとする。

1-3 リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

市又は事業者グループのいずれかが責任を負うべきリスクが顕在化した場合に生じる費用は、その責任を負う者が負担することを基本とする。また、市及び事業者グループが分担して責任を負うべきリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法は、事業契約書（案）に示す。

2 業務の要求水準

本事業において事業者グループが実施する業務の要求水準については、要求水準書に示す。

3 事業者グループの責任の履行に関する事項

事業者グループは、事業契約書に従い、誠意をもって責任を履行するものとする。

なお、事業契約締結に当たっては、事業契約の履行を確保するために、契約保証金の納付又は履行保証保険の付保等の保証措置を行う。

4 市による事業の実施状況の確認

4-1 モニタリングの実施

市は、事業者グループが定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に規定した要求水準を達成しているか否かを確認するため、モニタリング基本計画に基づき、事業の実施状況についてモニタリングを実施する。

市は、事業者グループのセルフモニタリング結果に基づき、市のモニタリングを実施する。モニタリングの結果、要求水準及び事業者グループが提案した内容が達成されていない場合には、市は、事業者グループに対して改善指示を行い、要求水準を達成するように求める。事業者グループが状況を改善することができない場合又は事業者グループが市の改善指示に従わない場合は、市は支払の延期や違約金の徴収、支払額の減額又は事業契約解除の措置をとることがある。なお、モニタリングの詳細については、モニタリング基本計画に示す。

4-2 事業の終了

事業期間が終了する以前に、事業の継続が困難となり、事業を終了する場合は、事業契約書に定める具体的な措置に従うものとする。

第5 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

市は、本事業に関する法制上及び税制上の措置は想定していないが、法改正等により措置が適用される場合には、措置を行うことができるように努めるものとする。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

市は、本事業に関する財政上及び金融上の支援は想定していないが、法改正等により支援が適用される場合には、支援を行うことができるように努めるものとする。

3 その他の支援に関する事項

その他の支援については、次に示すとおりとする。

- (ア) 事業実施に必要な許認可及び手続きに関し、市は、必要に応じて協力を行う。
- (イ) 法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、市と事業者グループで協議を行う。
- (ウ) 市は、事業者グループに対する出資支援は行わない。

第6 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 事業契約の解釈に関する事項

事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、市と事業者グループは誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に規定する具体的な措置に従う。また、事業契約に関する紛争については、山口地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第7 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業の継続に関する基本的な考え方

本事業において、事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約で定める事由ごとに、市及び事業者グループの責任に応じて、必要な是正その他の措置を講じるものとする。事業者グループによって本事業の実施を継続することが困難となり、サービスの提供に支障が生じると判断された場合においては、事業契約の中途解除を行うことがある。

2 事業の継続が困難となった場合の措置

事業の継続が困難となった場合には、次に示す措置をとるものとする。

2-1 事業者グループの責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (ア) 事業者グループの提供するサービスが事業契約に定める市の要求水準を下回る場合又はその他事業契約で定める事業者グループの責めに帰すべき事由により債務不履行若しくはその懸念が生じた場合には、市は、事業者グループに対して、是正勧告を行い、一定期間内に是正策の提出及び実施を求めることができるものとする。事業者グループが当該期間内に是正をすることができない場合には、市は、事業契約を解除することができるものとする。
- (イ) 事業者グループが倒産し、又は事業者グループの財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と考えられる場合には、市は、事業契約を解除することができるものとする。
- (ウ) 契約解除に至る事由及び措置については、事業契約書で規定する。

2-2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (ア) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合は、事業者グループは、事業契約を解除することができるものとする。
- (イ) 契約解除に至る事由及び措置については、事業契約書で規定する。

2-3 不可抗力や両者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

- (ア) 不可抗力、その他市又は事業者グループの責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合には、市と事業者グループは、事業継続の可否について協議を行うものとする。
- (イ) 一定の期間内に協議が調わない場合は、それぞれの相手方へ事前に書面による通知を行うことにより、市及び事業者グループは、事業契約を解除することができるものとする。
- (ウ) (イ)の規定により事業契約が解除される場合に生じる損害についての賠償の措置は、事業契約書で規定する。

2-4 いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難になった場合

事業契約書に定めるその事由ごとに、責任の所在による対応方法に従うものとする。

第8 提出書類一覧

1 入札参加資格確認審査申請時の提出書類

入札参加資格確認審査申請時に提出する書類は、次に示すとおりとする。なお、詳細は様式集「第4 第一次審査(資格審査及び実績審査)に関わる様式集」を参照すること。

書類	様式
入札参加資格確認審査申請書類	
提出書類一覧表	様式 1-1
入札参加表明書	様式 1-2
入札参加資格確認審査申請書	様式 1-3
構成企業一覧表	様式 1-4
委任状	様式 1-5
設計企業に関する資格	様式 1-6
建設企業に関する資格	様式 1-7
工事実績調書	様式 1-8
工事施工証明書	様式 1-9
工事監理企業に関する資格	様式 1-10
参加資格要件に関する誓約書	様式 1-11
暴力団排除に関する誓約書	様式 1-12
その他の添付書類	様式 1-13

2 入札関連書類及び事業提案書提出時の提出書類

入札関連書類及び事業提案書提出時に提出する書類は、次に示すとおりとする。なお、詳細は、様式集「第5 第二次審査(価格点及び技術評価点の審査)に関わる様式集」を参照すること。

書類	様式
1. 入札関連書類	
入札書	様式 2-1
入札価格内訳書	様式 2-2
委任状(代理人)	様式 2-3
2. 事業提案書	
A 提案書	
提案提出書	様式 3-1
要求水準の確認誓約書	様式 3-2
提出書類一覧表 (チェックリスト)	様式 3-3
基本的事項確認表 (チェックリスト)	様式 3-4
(1) 事業の実施体制及び安定性に関する提案	
事業の実施体制及び安定性に関する提案書表紙	様式 4-1
実施体制及び安定性に関する提案事項	様式 4-2
(2) 施設計画に関する提案	

施設計画に関する提案書表紙	様式 5-1
配置計画に関する提案事項	様式 5-2
コミュニティの形成に関する提案事項	様式 5-3
良好な景観形成に関する提案事項	様式 5-4
住棟計画に関する提案事項	様式 5-5
住戸計画に関する提案事項	様式 5-6
災害対策に関する提案事項	様式 5-7
（３）施工計画に関する提案	
施工計画に関する提案書表紙	様式 6-1
施工計画に関する提案事項	様式 6-2
施工中の安全確保及び入居者・近隣への配慮に関する提案事項	様式 6-3
（４）維持管理に関する提案	
維持管理に関する提案書表紙	様式 7-1
更新住宅の耐久性、耐候性に関する提案事項	様式 7-2
施設の更新性に関する提案事項	様式 7-3
更新住宅等のメンテナンス性に関する提案事項	様式 7-4
（５）その他の提案	
その他の提案書表紙	様式 8-1
その他の提案事項	様式 8-2
B 図面集	
図面集表紙	様式 9-1
建築計画概要及び面積表	様式 9-2
仕上げ表	様式 9-3
全体配置図（外構計画含む）	様式 9-4
工事期間中の安全確保に係る計画図	様式 9-5
日影図	様式 9-6
基準階平面図	様式 9-7
タイプ別住戸詳細平面図	様式 9-8
断面図	様式 9-9
立面図	様式 9-10

第9 その他特定事業の実施に関する必要な事項

1 議会の議決

市は、事業契約に関する議案を令和9年第1回定例会に提出する予定である。

2 情報公開及び情報提供

本事業に係る情報提供は、適宜、市のホームページにて行う。

ホームページアドレス

<https://www.city.shimonoseki.lg.jp>

3 入札説明書等に関する問い合わせ先

下関市 建設部 住宅政策課 市営住宅計画係

TEL : 083-231-1224

E-mail : pfi-t@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

4 本事業に関するアドバイザー企業

本事業に関するアドバイザー企業については、今後契約予定である。

別紙 1 「リスク分担表」

リスク項目		リスクの内容	市	事業者 グループ
共 通	入札説明書等リスク	入札説明書等の誤り及び内容の変更等	●	
	応募リスク	応募費用に関するもの		●
	契約締結リスク	市議会の議決を得られないことによる契約締結の遅延又は中止	● ※ 1	● ※ 1
		上記以外の市の責めに帰すべき事由による契約締結の遅延及び中止	●	
		事業者グループの責めに帰すべき事由による契約締結の遅延及び中止		●
	資金調達リスク	事業者グループの事業の実施に必要な資金の確保（金利の変動を含む）		●
	契約解除リスク	市の責めに帰すべき事由による契約の解除	●	
		事業者グループの責めに帰すべき事由による契約の解除		●
	制度関連 リスク	政策変更リスク	●	
		法制度、税制度 及び 許認可リスク	消費税の範囲変更及び税率変更に関するもの	●
			本事業に直接関連する法制度、税制度及び許認可の新設並びに変更に関するもの	●
			上記以外の事業者グループが取得すべき法制度、税制度並びに許認可の新設及び変更に関するもの	●
		許認可遅延リスク	市の事由による許認可の遅延に関するもの	●
			上記以外の事業者グループが取得すべき許認可の遅延に関するもの	●
	社会 リスク	住民対応リスク	提案内容に係るもの	●
			本事業実施そのものに関する住民反対運動、訴訟、要望等に関するもの	●
			事業者グループが行う調査及び工事に関わる住民反対運動、訴訟、要望等に関するもの	● ※ 2
		第三者賠償リスク	市の責めに帰すべき事由により第三者に与えた損害の賠償	●
			事業者グループの責めに帰すべき事由により第三者に与えた損害の賠償	●
	環境問題リスク	事業者グループが行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚濁、臭気、電波障害、風害等）に関する対応		●
	債務 不履行 リスク	市に起因するもの	市の債務不履行による中断中止	●
		事業者グループ に起因するもの	事業者グループの債務不履行によるもの	●
			事業者グループの提供する業務が要求水準書及び提案書に示す一定のレベルを下回った場合	●

リスク項目			リスクの内容	市	事業者グループ
	不可抗力リスク		市及び事業者グループのいずれの責にも帰すことができずかつ計画段階において想定し得ない暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、落雷等の自然災害及び戦争、暴動その他の人為的な事象による施設の損害によるもの	● ※3	● ※3
	物価変動リスク		物価変動によるコストの変動	● ※4	● ※4
	支払遅延及び不能リスク		市からのサービスの対価等の支払遅延及び不能があった場合	●	
	終了手続リスク		終了手続に伴う諸費用の発生に関するもの、構成企業の事業終了時の損益等に関するもの		●
	業務遅延リスク		市の責めに帰すべき事由による業務の遅延	●	
			事業者グループの責めに帰すべき事由による業務の遅延		●
			上記以外の理由による業務の遅延	● ※5	● ※5
更新住宅等整備関連業務	設計リスク	発注者責任リスク	市の発注による契約の内容及び変更に関するもの	●	
			事業者グループからの発注における指示・判断の不備・変更等による、契約の内容及び変更に関するもの等		●
		測量、調査及び設計リスク	市が実施した測量、調査及び設計の不備に関するもの	●	
			事業者グループが実施した測量、調査及び設計の不備・不足に関するもの		●
			土壌汚染の発見により、新たに必要となった調査に関するもの	●	
		設計リスク	市の提示条件及び指示の不備、市の要望による設計及び施工条件の変更によるもの	● ※6 ※7	● ※6 ※7
			上記以外の事業者グループの要因による不備及び変更によるもの		●
	整備リスク	用地リスク	計画地の土壌汚染、地中障害物等による計画変更及び工期延長、追加費用等	● ※8	● ※8
			埋蔵文化財包蔵地の対象外であるが埋蔵文化財が発見された場合	●	
			整備に要する仮設、資材置場等に関するもの		●
		工事遅延リスク	市の責めに帰すべき事由により、契約期日までに工事及び手続が完了しない場合	●	
			事業者グループの責めに帰すべき事由により、契約期日までに工事及び手続が完了しない場合		●
		工事費増大リスク	市の責めに帰すべき事由による工事費の増大	●	
			事業者グループの責めに帰すべき事由による工事費の増大		●
		要求性能未達リスク	更新住宅等における完成後の検査で要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合		●
		工事監理リスク	工事監理の不備により工事内容、工期等に不具合が生じた場合		●
		一般的損害リスク	使用前に工事目的物、材料、その他関連工事に関して生じた損害		●
		交付金未確定リスク	交付金の交付に関するもの	●	

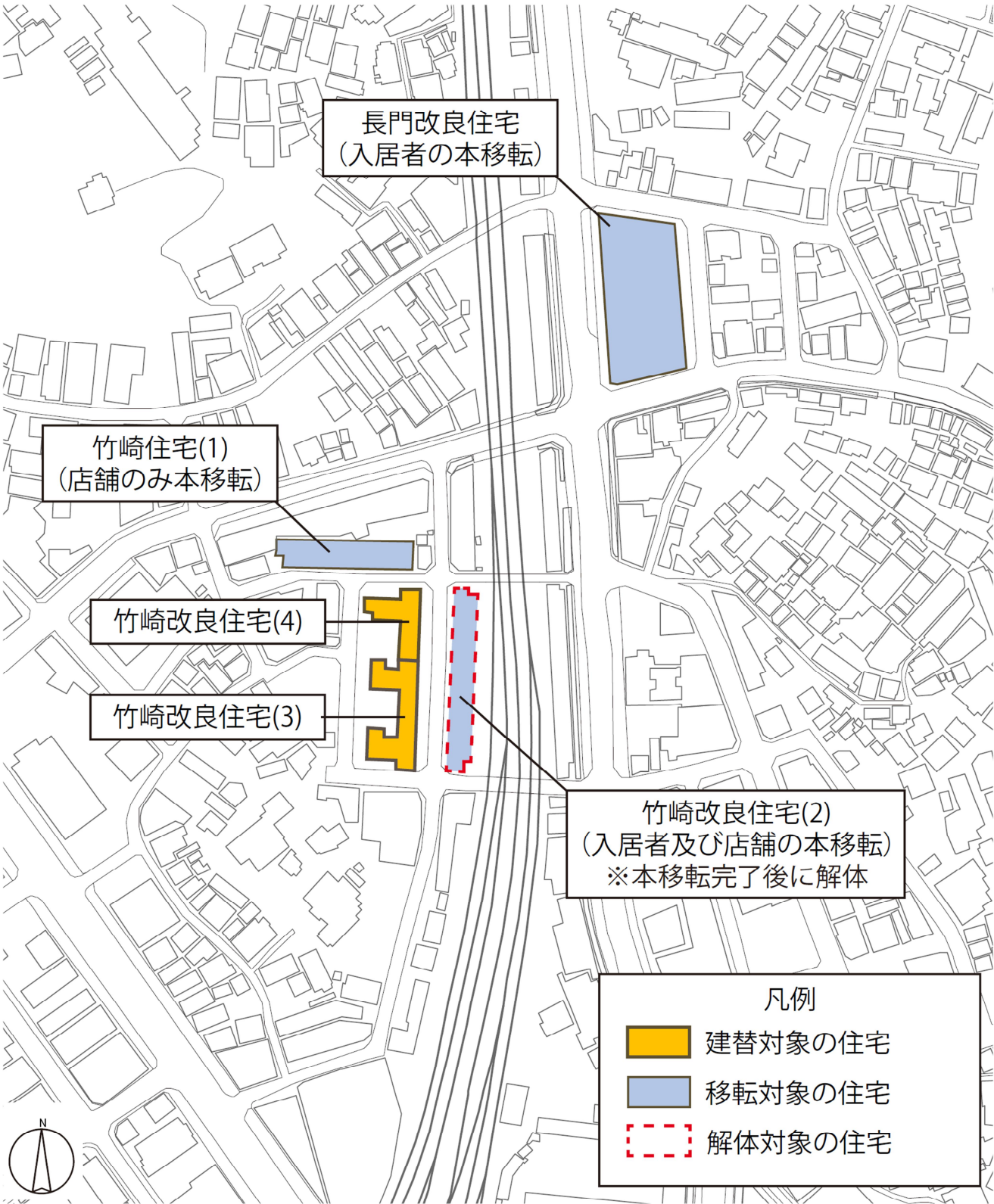
リスク項目			リスクの内容	市	事業者 グループ
		施設契約不適合 リスク	更新住宅等の契約不適合が発見された場合及び契約不適合により施設の損傷等が発生した場合		● ※ 9
		警備 リスク	設備・原材料の盗難・損傷により費用増加及び遅延が生じたもの		●
		第三者の使用に伴うリスク	事業者グループが使用する協力企業を含む第三者に起因するもの		●

- ※1 議会の議決が得られないことにより契約締結が遅延又は中止された場合には、それまでにかかった市及び事業者グループの費用は、それぞれの負担とする。ただし、事業者グループの構成企業又は SPC から業務を受託する者が、入札参加者の備えるべき参加資格要件を欠いたことにより、市議会の議決が得られなかった場合には、市及び事業者グループの費用は、事業者グループの負担とする。
- ※2 状況に応じて事業者グループと市が協議の上、責任を負うものとする。
- ※3 不可抗力事由により発生する追加費用その他損害に係る市及び事業者グループの負担について、事業契約書（案）に示す。
- ※4 物価変動に一定程度の下降又は上昇があった場合には、一定調整する。具体的な調整方法については、事業契約書（案）に示す。
- ※5 JR 西日本との協議により、施工方法等の変更があった場合には、不可抗力又は第三者要因として、事業者グループと市は、その対応について協議するものとする。
- ※6 市の提示資料等と現場に相違がある場合には、事業者グループは、市に相違内容を通知し、必要な協議を行った上で、原則として現場の状況に応じて施工するものとする。なお、事業者グループによる調査に不備等があり、これにより障害を発見できずに追加費用が生じた場合及び損害が発生した場合には事業者グループの責任とし、それ以外の場合には市が合理的な追加費用を負担する。
- ※7 上記※6のうち、旧住宅及び市営竹崎改良住宅（2）棟の解体及び撤去に伴う杭の撤去等においては、市が提示する杭仕様から増減がある場合、その増減に応じて、合理的な費用の変更を行うものとする。
- ※8 事業者グループが施設整備、解体のために必要な地質調査等の事前調査を行った結果、土壌汚染、地中障害物等が発見された場合には、市は、土壌汚染、地中障害物等の除去修復に起因して事業者グループに発生した合理的な追加費用を負担する。ただし、事業者グループによる事前調査の不備及び誤りがあり、かつ、そのために土壌汚染、地中障害物等が発見することができなかった場合には、上記の費用は、事業者グループが負担するものとする。
- ※9 施設の契約不適合及び契約不適合による損害について、担保期間内に明らかになったものについては事業者グループの責任と費用負担で履行の追完又は損害の賠償をするものとする。担保期間の詳細は、事業契約書（案）に示す。

別紙2「位置図」



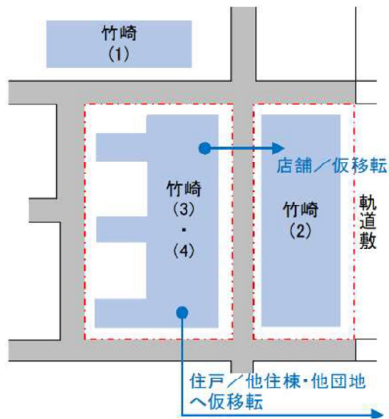
別添資料3 事業概要図



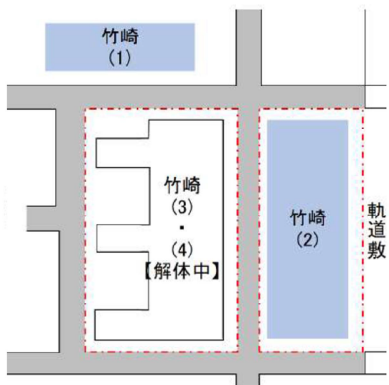
※図面と現地が異なる場合は、現地を正とする。

■建替手順

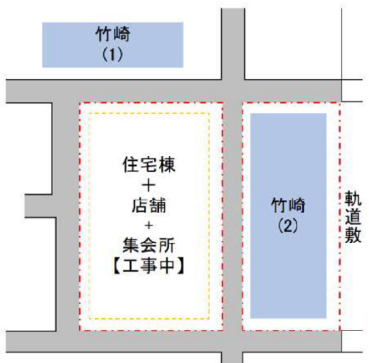
【手順①】
※下関市で実施（本業務範囲外）



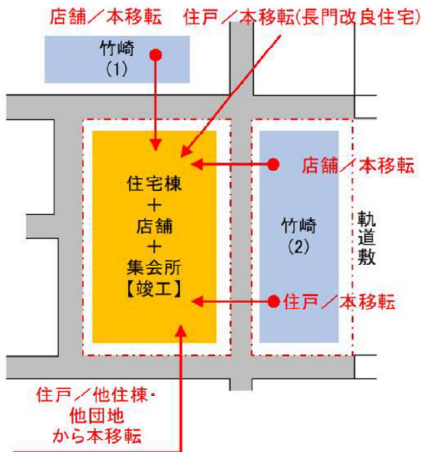
【手順②】



【手順③】



【手順④】



【手順⑤】



凡例
● 仮移転
● 本移転

本移転完了後に解体

別紙４「予定価格 参考内訳書」

更新住宅等整備関連費	2, 8 6 6, 0 8 4, 0 0 0 円
事前調査費	6 2, 3 1 7, 0 0 0 円
解体撤去費（設計費含む）	6 7 3, 3 0 2, 0 0 0 円
更新住宅等設計費	8 0, 7 8 3, 0 0 0 円
更新住宅等工事監理費	2 9, 7 8 3, 0 0 0 円
更新住宅等本体整備費	1, 9 5 1, 5 8 7, 0 0 0 円
更新住宅地盤改良工事費	4 7, 1 2 2, 0 0 0 円
更新住宅屋外附帯工事費	2 1, 1 9 0, 0 0 0 円
総 合 計	2, 8 6 6, 0 8 4, 0 0 0 円

注）旧住宅・市営竹崎改良住宅(2)棟解体撤去費には解体撤去設計費を含む。

注）更新住宅等設計費には住宅性能評価取得費（設計及び建設）、化学物質室内濃度調査費、住宅瑕疵担保履行保証保険及び各種申請手数料等を含む。

注）この参考内訳書は、市の予定価格における内訳であり、ここに記載する各項目における金額が入札に当たっての上限額を示すものではない。

なお、予定価格の算出に用いた主な根拠及び指標は以下の通りである。

（１）事前調査費

事業者見積による。見積取得時点：令和８年１月

（２）解体撤去費

事業者見積による。見積取得時点：令和８年１月

（３）更新住宅等設計費（基本設計・実施設計）

官庁施設の設計業務等積算要領（令和６年改定）による。

技術者単価：令和７年度 設計業務委託等技術者単価 設計業務 技師（Ｃ）

（４）更新住宅等工事監理費

官庁施設の設計業務等積算要領（令和６年改定）による。

技術者単価：令和７年度 設計業務委託等技術者単価 設計業務 技師（Ｃ）

（５）更新住宅等整備費（本体、地盤改良、屋外附帯）

住宅局所管事業に係る標準建設費等（令和７年１２月１６日改正）による。

特例加算として「(4)消防用設備設置工事費」及び「(16)再生可能エネルギー設備工事費

①太陽光発電設備を設置する場合」の限度額を加算している。

地盤改良費は事業者見積による。見積取得時点：令和８年１月

屋外付帯工事は直近類似事例（市実施）より物価変動を考慮して算出している。